

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
社団法人土木学会	年会費	148,000	1口12,000	平成23年4月11日 他11件	・法人が主催する会議に参加又は同会議において研究発表等を行う予定があるため。 ・法人が発行する出版物等に投稿する予定があるため。 ・法人の会員等にならなければ得られない情報収集等ができるため。 ・会員等の特典により、研究所の経費削減につながる事が明確であるため。	公社	国所管	法人の会員等にならなければ得られない情報収集等が可能となる。 また、会員特典により、参加費の割引が適用される。	有
公益社団法人日本地球惑星科学連合	年会費	130,000	1口2,000	平成23年5月19日 他64件	・法人が主催する会議に参加又は同会議において研究発表等を行う予定があるため。 ・法人が発行する出版物等に投稿する予定があるため。 ・法人の会員等にならなければ得られない情報収集等ができるため。 ・会員等の特典により、研究所の経費削減につながる事が明確であるため。	公社	国所管	法人の会員等にならなければ得られない情報収集等が可能となる。 また、会員特典により、参加費の割引が適用され、非会員より経済的である。	有
公益社団法人日本地震学会	年会費	360,000	1口9,000	平成23年5月20日 他22件	・法人が主催する会議に参加又は同会議において研究発表等を行う予定があるため。 ・法人が発行する出版物等に投稿する予定があるため。 ・法人の会員等にならなければ得られない情報収集等ができるため。 ・会員等の特典により、研究所の経費削減につながる事が明確であるため。	公社	国所管	法人の会員等にならなければ得られない情報収集等が可能となる。 また、会員特典により、参加費の割引が適用される。	有

【機密性2情報】

公益社団法人日本地球惑星科学連合	出展料	300,000		平成23年6月1日		公社	国所管	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進のために必要であった。なお、H24は、所全体で2ブース出展。	有
公益社団法人日本地球惑星科学連合	出展料	300,000		平成23年6月1日		公社	国所管	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進のために必要であった。なお、H24は、所全体で2ブース出展。	有
公益社団法人日本地球惑星科学連合	出展料	300,000		平成23年6月3日		公社	国所管	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進のために必要であった。なお、H24は、所全体で2ブース出展。	有
公益社団法人日本地球惑星科学連合	出展料	300,000		平成23年6月7日		公社	国所管	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進のために必要であった。なお、H24は、所全体で2ブース出展。	有
社団法人科学技術国際交流センター	年会費	200,000	1口200,000	平成23年6月14日	科学技術の国際交流活動について会報、講演会、意見交換会により情報を得るため。	特社	国所管	法人の会員等にならなければ得られない情報収集等が可能となる。	有
社団法人全国治水砂防協会	会場借料	100,327		平成23年6月24日		特社	国所管	会場場所、会場規模が、今回開催する勉強会の目的達成のため最適であった。	有
社団法人日本建築学会	論文掲載料	390,000		平成23年6月27日		特社	国所管	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進のために必要であった。	有
社団法人日本気象学会	論文掲載料	386,295		平成23年9月8日		特社	国所管	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進のために必要であった。	有
社団法人日本建築学会	論文掲載料	152,500		平成23年10月4日		特社	国所管	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進のために必要であった。	有
社団法人日本内部監査協会	年会費	100,000	1口100,000	平成23年11月30日	法人が主催する内部監査に関する研修会や独法会員間の懇親会等への参加、並びに法人が発行する会報等により内部監査に関する各種の情報を得て、監査のスキルアップに役立たせるため。	特社	国所管	法人の会員等にならなければ得られない情報収集等が可能となる。また、会員特典により、参加費の割引が適用される。	有
社団法人全国治水砂防協会	会場借料	111,137		平成23年12月1日		特社	国所管	会場場所、会場規模が、今回開催する勉強会の目的達成のため最適であった。	有
社団法人日本建築学会	論文掲載料	148,300		平成23年12月1日		特社	国所管	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進のために必要であった。	有

【機密性2情報】

公益社団法人日本雪氷学会	年会費	112,000	1口8,000	平成23年12月12日 他13件	・法人が主催する会議に参加又は同会議において研究発表等を行う予定があるため。 ・法人が発行する出版物等に投稿する予定があるため。 ・法人の会員等にならなければ得られない情報収集等ができるため。 ・会員等の特典により、研究所の経費削減につながる事が明確にであるため。	特社	国所管	法人の会員等にならなければ得られない情報収集等が可能となる。 また、会員特典により、参加費の割引が適用される。	有
社団法人日本建築学会	論文掲載料	148,300		平成24年2月1日		特社	国所管	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進のために必要であった。	有
社団法人日本建築学会	論文掲載料	144,200		平成24年2月1日		特社	国所管	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進のために必要であった。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。